

事件番号 平成28年(ワ)第2407号  
事件名 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件  
原告 平和子  
被告 国

## 再度の求釈明申立書

－ 撤退と残留隊員、陸自中央即応集団について －

2018(平成30)年2月16日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博

弁護士 池田 賢

文

太

外

被告の平成29年12月20付け回答書について、以下のとおり、再度の求釈明を申し立てる。

第1 平成29年10月11日付け原告求釈明申立書の求釈明事項(撤退に係る)について

1 「2 被告の回答(1) 上記求釈明事項①について」で

(1) 「ア 派遣施設部隊及び撤収支援要員について」

いつ全員が撤退したのかと質問したのに対して、「本邦に帰国済みである」

とだけ述べ、「いつ」について答えていないので、再度釈明を求める。

けだし、派遣施設隊本隊については公式発表（防衛省統合幕僚監部「活動情報」／乙2）及び報道機関による報道がなされたが、撤収支援要員についてはなされていない。すなわち、2017年5月26日防衛省発表（甲A第185号証）によれば、「なお、撤収支援要員の一部（最大26人）は、6月以降もウガンダ共和国及びケニア共和国において引き続き装備品等の後送業務の調整等を実施」とあり、朝雲新聞2017年6月8日付（甲A第187号証）によれば、「8月下旬に全員が帰国する予定」と報道されたが、その後の任務の終了及び帰国についての発表がないと思われるからである。

(2) 「イ 司令部要員及び連絡調整要員について」

UNMISS司令部要員及び連絡調整要員は、施設隊の現地での任務遂行上、初めから必要不可分の関係とされている。すなわち、司令部業務分野では、「隊員は、連絡調整要員及び自衛隊の部隊等と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する」とされ（実施要領／甲3）、連絡調整分野では、「隊員は、司令部要員及び自衛隊の部隊等と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する」とされ（実施要領／甲4）、これに対応して施設部隊でも「隊員は、司令部要員及び連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する」とされている（実施要領／甲5）。

しかるに、被告が、「司令部要員は派遣施設隊に含まれない」から答えないという形式論を弄することは、3分野一体で派遣した部隊の活動実態を隠す意図があるのではないかと疑わざるをえない。すなわち、国民向けには「完全撤退」と印象付けながら、対外（国際社会）的には一部要員を残すことで派遣継続をアピールしているのではないか、あるいは、司令部要員その他を残しているということは、施設部隊を南スーダンないしは周辺国のPKOに再派遣することを想定しているのではないかという疑いすら生じる。

(3) 「上記釈明事項②について」

一部の要員が撤退していないのであれば、その分野、人数、任務の内容、任務を付与する根拠、活動期限を明らかにせよという釈明に対して、被告は

前記(2)と同様の形式論で、回答を拒否した。

原告は、前記(2)と同様の理由から、再考して釈明に答えるよう求める。

(4) 「上記釈明事項③について」

前記(2)(3)と同様に、被告には再考して釈明に答えるよう求める。

**第2 原告準備書面7の釈明事項（中央即応集団に係る）について**

本件訴訟の重要争点は、南スーダンPKOに派遣された自衛隊が、現地の内戦情勢やUNMISSの任務（治安維持）との関係で、いかなる訓練、装備等の軍事的準備を行ない、どのように任務を遂行したかにあり、それが憲法9条1項の「武力の行使」及び同条2項の「戦力の保持」に該当するか否かにある。この点で、自衛隊において、海外派遣を主要任務とする精強な部隊である中央即応集団の指揮監督の下に派遣されていたこと、及び同集団より選抜された派遣隊員が実際にどのような任務を帯びて活動をしていたかは、判断のうえで重要な要素である。

よって、裁判所には、被告に対し、再考のうえ釈明に答えるよう、強く求められたい。

以上